



かがやけ！王子っ子

㊦んがえる子 ㊦んばる子 ㊦さしい子 ㊦んこうな子

東京都北区立王子小学校

校長 戸倉 務

令和3年9月1日

◆来校の際には、必ず、ネームプレートを着用し、受付をお通りください◆

「デルタ株」の感染拡大を防止しましょう。

校長 戸倉 務

1年遅れの東京2020大会に、世界中の注目が集まりました。メダル獲得を目指す選手のひたむきな姿や十代のメダリストの笑顔からは、世界のトップを争う厳しさと、スポーツの新しい楽しみ方を感じました。

当初、学校連携観戦を予定した車いすバスケットボールは、テレビ画面からも、凄まじい迫力と高度な技術が伝わってきました。東京オリンピック・パラリンピックの観戦を通して、子どもたちもきっと大きな刺激を受けていることでしょう。それぞれの感想や思い出を聞くのが楽しみです。

また、多くのメダリストはインタビューの中で、困難な状況下での開催に感謝の言葉を述べています。課題に包囲される中で、日本が大会を着実に運営したことへの敬意だと思えます。厳しい条件の下、パラリンピックの閉会まで、数日を残すばかりとなりました。

一方、夏休みに入ってから、国内の感染症の勢いは加速しました。緊急事態宣言期間は9月12日まで延長され、重症者の数もこれまでの最多を記録しています。デルタ株は、特に若年層への感染力の強さが指摘されていますから、子ども同士の感染拡大を防止し、家庭内での広がりや休校措置等の発生を防止しなくてはなりません。

そこで、本校では、感染拡大防止策をさらに強めますので、次の事項の徹底について、各家庭の協力をよろしくお願いいたします。

- 健康観察を徹底し、マスクは不織布のものを基本に、清潔なものをご用意ください。
- 本人及び同居する人が体調不良や濃厚接触者に特定され PCR 検査を受ける場合は、登校しません。欠席扱いになりません。「欠席連絡フォーム」で状況をご連絡ください。
- 登校後に体調不良や発熱の場合は、他への感染を防ぐため、速やかなお迎えをお願いします。

9月の行事予定【9月1日現在】

| | | | |
|--------|--|--------|---------------------------------|
| 1日(水) | 午前授業 避難訓練 | 15日(水) | 午前授業 フォローアップ教室⑩ |
| 2日(木) | 給食始 委員会活動(5・6年) | 16日(木) | 避難訓練(一斉下校) 13:35~ |
| 6日(月) | 給食費・教材費引落日 発育測定(2・4年) | 20日(月) | 休日(敬老の日) |
| 7日(火) | 積立集金日(5・6年) 学力向上調査(6年) 発育測定(王子・1年) | 21日(火) | 岩井移動教室前日検診(5年) |
| 8日(水) | 発育測定(3・5・6年) 学力向上調査(4年) フォローアップ教室⑨ | 22日(水) | フォローアップ教室⑪ 岩井移動教室(5年)~24日(金) |
| 9日(木) | 学力向上調査(5年) | 23日(木) | 休日(秋分の日) |
| 11日(土) | 土曜授業日(道徳授業研究日) | 27日(月) | 岩井移動教室振替休業日(5年) |
| 14日(火) | 脊柱側弯検診(5年) | 28日(火) | なかよし班活動C |
| | | 29日(水) | 午前授業 なかよし班活動A フォローアップ教室⑫ |
| | | 30日(木) | 遠足(1年) |

生活指導について

生活指導主任 高橋 正一

・「夏休み明けの生活」について

新型コロナウイルス感染予防のために、4月から「新しい王子スタイル」を意識して学校生活を送っています。夏休み前も、より一層の感染予防を行っていきます。朝はソーシャルディスタンスを意識して登校します。マスクの着用、こまめな手洗い、トイレ後や給食前の手洗い、休み時間の分散遊びなど、繰り返し指導を行っています。授業中や給食中も密にならないよう、感染予防を意識し、工夫をして活動しています。また、熱中症対策として、外で活動する時で、暑さで苦しいと感じた時などにはマスクを外したり、一時的に取って呼吸したりするよう指導しています。自己管理できるようにご家庭でもご指導お願いいたします。

・「学校いじめ防止基本方針」について

王子小学校のすべての児童が安心して充実した学校生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に、以下の「学校いじめ防止基本方針」に取り組んでいます。

○ポイント1…行為を受けた子供が心身の苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当するという「いじめ」の定義に基づき、学校として確実にいじめを認知している。

○ポイント2…軽微な段階でいじめを解決に導くためには、学級担任などが気付いた子供の気になる様子や子供同士のトラブルについて、迅速かつ組織的にその状況を確認し、適切な役割分担により対応を行うことが不可欠である。教員一人で抱え込まず、学校組織全体で一丸となって取り組んでいる。

○ポイント3…相談しやすい環境の中で、いじめから子供を守り通すために、日常から、子供の不安や悩みに対して、スクールカウンセラー等を含む全ての教職員が、いつでも相談に応じる体制を整備し、子供が教職員を信頼して相談できる関係を築いている。

○ポイント4…子供たち自身が、いじめについて考え行動できるようにするために、全ての教育活動を通じて、子供たちの自己肯定感を育み、望ましい集団活動の中で、自尊感情をもてるよう適切な指導を行うとともに、日常の授業から、子供たち同士の話し合いによる合意形成や意思決定の場を設定し、多様性やお互いのよさを認め合える態度を育成している。

○ポイント5…保護者の理解と協力を得て、いじめの解決を図るため、いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者と協力して解決にあたる。

○ポイント6…社会全体の力を結集し、いじめに対峙するため、いじめにより児童の生命、心身または重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるなどの重大事態が発生した場合は、速やかに北区教育委員会に報告し、その後の調査の仕方などの対応を相談する。いじめの内容が犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、所轄警察署と連携して対処する。